ゆなばる 社協だより

第125号

地域のきづな・つながりのある福祉のまちを目指して

与那原町の熱盛

第７話．大見武集落の空き家清掃

９月、大見武区の老人クラブによる空き家清掃のボランティア活動が行われました。老人クラブ会長の町田さんを中心にメンバーが集まり、各々が草刈りや、木の枝を剪定する作業を行っています。

９月に行われた老人クラブの定例会において、草や木が伸びきった空き家の話が出たので、話し合いの結果、家主の了解をとった後に老人クラブが中心となって清掃を行うことが決定しました。

主なメンバーは町田さん、儀間さん、山内さん、渡慶次さんの４人で、各々が作業道具を持ち寄り作業を行いました。１０月の時点で１０回ほど作業に入っており、１１月までに綺麗にすることを目標にしているそうです。

会長の町田さんにお話を伺うと「問題点は作業後のゴミの処分。量が多く、費用も限られているため大量には捨てられない。悩みどころではあるが、ボランティアは可能な限り続けていく」とのことでした。

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は略して『社協』と呼ばれており、社会福祉法（109条）に基づき、全国の都道府県、市区町村に設置され、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした公共性の高い非営利の民間団体（社会福祉法人）です。ボランティア活動や地域住民による福祉活動を支援し、町民及び民生委員・児童委員、自治会、公私の福祉機関、民間団体、行政等の参加・協力のもと、「地域住民の皆様が住み慣れたまちで安心して暮らすことができるまちづくり」をめざして活動を行っています。

与那原町社会福祉協議会の活動費の財源は主に、運営費（人件費）を町補助金でまかない、事業費等に会員(町民)からの会費や寄付金、共同募金からの助成金があてられています。

編集発行　社会福祉法人　与那原町社会福祉協議会

与那原町字上与那原16番地の２　TEL(098)945-3016/(098)882-9677　FAX(098)946-7970
E-mail:yo-shakyo@leaf.ocn.ne.jp
HP:https://yonabarushakyo.com/

与那原町の障がい者事業所紹介

施設名：サポートセンターあすなろ
住　所：与那原町字与那原 3861 番地 101 号
電　話：098-944-5119
ＦＡＸ：098-946-4543

サポートセンターあすなろでは就労継続支援Ｂ型、生活介護事業を行い利用者のみなさんの就労訓練や生活支援などを行っています。また、グループ別社会体験や隔年で県内一泊研修などの年間行事、町内地域の行事参加を通して地域との関わりや社会参加の支援も行っています。また、施設内での職員研修や外部で行われる研修会にも積極的に参加し、利用者に寄り添った支援のスキル向上にも取り組んでいます。私たち特定非営利活動法人あすなろ福祉会は、平成７年に「あすなろ共同作業所」としてスタートし、おかげさまで 25 周年を迎えました。これからも、利用者のみなさんが自分らしく、楽しく活動していけるよう地域に根差した事業所を目指していきたいと思います。

施設名：オハナ与那原
住　所：与那原町与那原 1118
電　話：098-882-8022
ＦＡＸ：098-882-8023

私たち「オハナ与那原」は、障がい者就労継続支援Ａ型事業所です。
通常の事業者に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上の為に必要な訓練などを行い、一般就労に向けた知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。
作業内容は主に手工芸、ポスティング、業務委託作業等です。活動では、製品の販売会（与那原福祉祭り、東浜 JA、各事業所オハナでの展示即売会）等も行っています。
私たちは、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、取り組んでいます。

～あなたは一人じゃない【つながりをたやさない社会づくり】～
赤い羽根共同募金が始まっております
今年も皆様方の温かい善意をよろしくお願いします

１０月１日より赤い羽根共同募金運動が始まっております。
コロナ禍で厳しい経済状況の中でのお願となりますが、「つながりをたやさない社会づくり」をテーマに今年も引き続き皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。
共同募金運動の開始に際し、ＰＲ活動として社協役員・町民生委員児童委員協議会や町老人クラブ連合会、町赤十字奉仕団など関係団体の皆様により街頭募金を行っていただきました。

赤十字奉仕団

社協役員
民生委員児童委員

コロナに、負けない・地域に貢献！

９月～１０月にかけて、ライフ研究室ビー（大城ゆかり）さんより、３０食 ×４回のお弁当の提供があり、主にひとり親世帯を中心に声かけ実施しました。

その中の１日に、大城さんのライフスタイルの取材で、気ままにロハススタイル（RBC）のＴＶ撮影があり、母子会も一緒に撮影に参加しました。

与那原町母子会では、毎月第３金曜日に「おしゃべり会」会員同志の情報交換会を開催しています。お問い合わせは社会福祉協議会へ。

与那原町母子寡婦福祉会　TEL：945-3016

日常生活自立支援事業の生活支援員募集中！！

日常生活自立支援事業ってなに？？

認知症高齢者、知的障がい者・精神障がい者など判断能力が不十分な方との契約に基づき、社会福祉協議会が主体となって下記の支援を行います。

①福祉サービス等の利用のお手伝い
②日常的な金銭管理お手伝い
③書類等の預かり等

TEL：945-3016

生活支援員ってなに？？どんな事をするの？

日常生活自立支援事業の利用者に対して・・・
①定期的に生活費や小遣いを届ける
（週に１回～月に１回程度）
②公共料金や病院代の支払いを代行する
③コミュニケーションを通じて相談や要望を聞く

どうやったら生活支援員になれるの？？

書類提出（履歴書）→面接→登録→活動開始
※活動報酬については、与那原町社会福祉協議会へお問い合わせください！！

～無理のない運動、交流を深めよう～　与那原町ゲートボール協会　会員募集

おこらない・ぐずらない・いばらない「３ない運動」を心がけて健康第一、笑顔で楽しく「ちゅいしーじ」の気持ちで楽しいゲートボールを行っています。

雨天時や年末年始、お盆以外の日は基本的に観光交流施設ゲートボール場で練習を行っています。会費は、**２，０００円**（保険料込）です。（与那原町ゲートボール協会　TEL：945-3016）

与那原町 ふれあいサロンだより

与那原町役場　福祉課	９４５－１５２５
与那原町社会福祉協議会	９４５－３０１６
与那原町ふれあいサロン	９４５－９６６３

お知らせ

お待たせいたしました。
１０月より
ちゃーがんじゅう体操を再開しています♪
入室手順に沿ってご利用ください。
カラオケ・イベント等は
今後の感染状況をみての
再開となります。

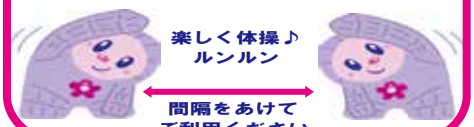

ご利用の際は、
検温、消毒、マスク着用
ご協力をお願い
いたします。

クリーンタイム
13：00～13：15
室内除菌の時間です。
ご利用中の方も
入り口でお待ちください。
ご協力お願い致します。

新作!!「ビーズの指輪」作りを始めます♪
入室人数制限があります。
まずはお問い合わせください。
マスク作りも再開します♪

※パーツが細かいので
メガネを忘れずに！！

開所日時：月曜日～金曜日　10：00～15：45（※休所日：土・日・祝）

生活福祉資金 教育支援金 のご案内

教育支援資金とは、就学に際し必要な費用を貸付するものです。
お住いの市町村社会福祉協議会でご相談いただけます。

対象世帯：低所得世帯（生活保護世帯を含む）
●世帯の所得が一定の所得以下（生活保護法に基づく生活保護基準額の 1.75 倍以下）の世帯で、必要な資金について他から融資を受けることができない世帯。
対象学校：高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学
貸付利子：無利子
民生委員・児童委員による援助活動
●申込から返済が完了するまで、地域を担当する民生委員・児童委員が援助活動（相談等のサポート）を行います。

ただし、他の制度が利用できる場合はそちらを優先していただきます !!（他法優先）

●教育支援資金は、日本学生支援機構の給付型奨学金や無利子奨学金、沖縄県国際交流・人材育成財団の高校育英貸与　奨学金などの奨学金制度、または沖縄振興開発金融公庫の教育ローンが利用できずにお困りの世帯を対象としていますので、それらの**奨学金制度等が利用できる場合は貸付できません。**

ただし、奨学金制度を利用される方でも以下の場合はご相談ください。
①奨学金の支給開始までの期間に支払いが必要な場合
②無利子奨学金の借入のみだと学費の支払いに不足が生じる場合

✿ 資金の種類と貸付額、対象経費について ✿

資金種類		貸付限度額	対象経費
教育支援資金	教育支援費	高等学校（専修学校の高等課程を含む） 月 52,500 円 以内	**毎年必要となる費用が対象です。** 授業料、施設設備費、教材費、体育会費、実習費、テキスト・ユニフォーム代、後援会費、通学交通費 など
		高等専門学校・専修学校（専門課程）・短期大学 月 90,000 円 以内	
		大 学　月 97,500 円 以内	
	就学支度費	500,000 円 以内	**入学時のみ必要となる費用が対象です。** 入学金、校友会費、学生保険料、航空費、船賃、引越し費用、敷金・礼金、家財道具購入費 など

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業や失業により、生活資金でお悩みの皆さまへ

新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付を実施しています。

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の受付期間を令和２年９月末から 12 月末へ延長となりました。

緊急小口資金の労働金庫（ろうきん）及び郵便局の受付窓口は９月 30 日で終了いたしました。

新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金特例貸付
① 緊急小口資金・特例貸付
② 総合支援資金・特例貸付
③ 総合支援資金・特例貸付の延長

詳しい内容は、下記までご連絡下さい。

与那原町社会福祉協議会　ＴＥＬ　945-3016

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う事業中止のお知らせ

毎年行っている老人スポーツ大会・与那原町福祉まつりは新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止といたします。ご理解いただきますようお願い致します。

お問い合わせ　/　与那原町社会福祉協議会　945−3016